

就学にあたって

厚木市教育委員会

Q1:就学にあたって行う相談(以下、就学相談)とは何ですか?

就学相談とは、こどもが就学(小学校へ入学)する際の、学ぶ場について相談することです。

Q2:就学相談は何のためにするのですか?

こどもが自らの可能性を最大限に伸ばし、社会の一員として積極的に活動していくためには、発達や障がいの状態に応じた適切な教育を受けることが必要です。

そのため、就学相談において、こどもの成長・発達にとって適切な就学の場や、必要な指導・支援について教育委員会と家庭と共に考えることが必要です。

Q3:どのような場合に就学相談が必要なのですか?

「特別支援学校か特別支援学級を考えている場合」「通常の学級か特別支援学級かを迷われている場合」「通級指導教室を考えている場合」または、「就学の場についてご心配がある場合」が対象です。

Q4:障がい等の種類に応じた学校・学級にはどのようなものがあるのですか?

地域の学校には、障がい等の種類に応じた、特別支援学級が設置されます。

- ・知的発達に遅れがある子…知的障害学級
- ・情緒の現れ方に課題がある子…自閉症・情緒障害学級
- ・肢体不自由な子…肢体不自由級
- ・病気の子や身体の弱い子…病弱・身体虚弱級
- ・目の不自由な子…弱視級
- ・耳の不自由な子…難聴級

また、障がいの程度に応じて、県が定める区域の特別支援学校があります。

- ・えびな支援学校
- ・伊勢原支援学校
- ・座間支援学校
- ・平塚盲学校
- ・平塚ろう学校
- ・秦野支援学校

Q5:特別支援学級(学校)では、どのような指導が行われているのですか?

<個に応じた指導> こどもの障がいの状態や発達の様子、その日の健康状態など、様々なことからきめ細かく把握し、それぞれのこどもがもっている力を精一杯発揮できるよう、常に工夫と改善を重ねています。

<少人数の学級編制> 特別支援学校や特別支援学級の1学級当たりの平均児童・生徒数は、小・中学校の通常級の5分の1程度です。

<自立活動> 心身の調和のとれた発達の促進を図るために、それぞれの障がいや教育的ニーズに応じた指導を行います。(必須)

<交流教育> 地域社会の一員として豊かな生活を送るため、特別支援学校のこどもたちが居住地の学校のこどもたちと、また、特別支援学級のこどもたちが通常級のこどもたちと、さまざまな場面で交流を行います。

この他、こどもの障がいの状態等に応じて、適切な教材・教具や補助用具の整備、トイレの改修やスロープの設置などの整備を行っています。

